

「出版者への権利付与等」についての方策に対する意見

2013年5月29日

一般社団法人 電子情報技術産業協会

法務・知的財産権委員会

著作権専門委員会

1. JEITA と出版者に対する権利付与との関係について

活字離れが進む現在、電子書籍化が促進による活字文化の発展・普及が期待される。しかしながら、出版者に権利が付与されると、許諾を受けるべき権利者の数/権利行使できる者の数が増加し、権利処理過程が複雑化することにより、電子書籍の利活用の促進が停滞しかねないという懸念がある。

したがって、情報端末機器の製造販売業やクラウド等のサービス業という立場からだけでなく、社会における文化の発展の観点から、単なる権利付与といった保護に傾斜した視点だけではなく、ユーザーの利便性や電子書籍の利用促進といった観点からも併せて検討頂くことをお願いしたい。

2. 立法化に対する意見

侵害対策のための訴訟は、著作権者自身又は著作権者との契約に基づき出版者が訴訟費用等を負担することによって可能であろうし、ネット上に存在する海賊版については、そのほとんどが外国サーバー上にあるとも聞く。したがって、海賊版の撲滅の必要性は理解できるが、国内法の改正によって解決すべき問題なのかいまだ疑問は残る。しかしながら、国内で悪質な自炊代行業に対して訴訟提起されているという現状に鑑みると、一冊の書籍を電子化し、それをネット上で不特定多数の消費者に頒布するような違法行為を止める必要性は理解できる。

他方で、ユーザーが適法に保有する紙の書籍を電子化するサービスまで否定してはならない。自宅に保存しきれない書籍を電子化するニーズ、それらをクラウド上に保存するニーズ、大量の本を軽量の情報機器端末に保存して持ち歩くニーズ、どこからでもクラウド上の電子書籍にアクセスして読書を楽しむニーズなど、社会的ニーズは大きい。他方、出版者や著作権者としてもこれらの行為は著作権者及び出版者の利益を不当に害するものではなく、むしろ電子による読書習慣が普及し電子図書の購入拡大につながるものであるから異論はないのではなかろうか。

以上より、必要な範囲での侵害対策及び電子書籍の流通促進の観点も加味してB案を支持する(A案は利用流通を阻害するため反対)。但し、B案を採用するとしても、上述のとおり、中山提言の③についてはあらゆるメディア変換行為に権利が及ぶとなると過度に広汎な規制となるので、社会的に認められるべき行為への配慮が必要である。これに関し、書籍の電子化や電子書籍の保存を業者が行うことを許容すると海賊版の温床になるとの意見もあるようだが、そもそも海賊版対策は違法な行為が行われた時点で対処すべきであり、違法行為の可能性だけを理由に社会的に認められるべきユーザー及び事業者の行為についてまで事前規制することは国民の自由と産業振興の観点から疑問がある。さらに、中山提言を採用する場合、電子書籍についても現行の81条の出版義務に相当する規定を設けることが望ましい。権利を取得しても、それを侵害場面で活用するだけに留まり電子書籍化がなされないとなると電子書籍の流通促進は担保されないためである。また、中山提案の④の公示の環境整備については利用促進に大きく貢献するため、制度的担保がなされることを期待する。

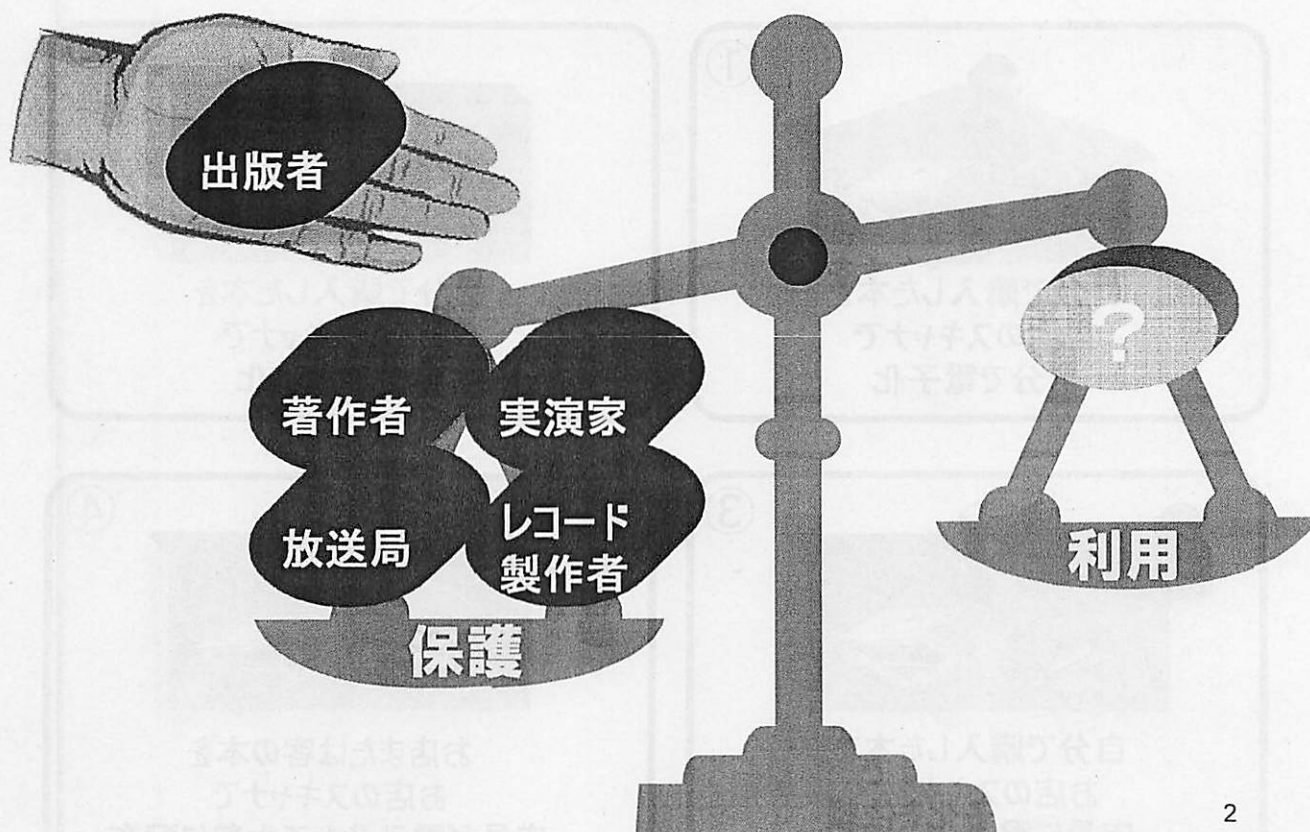
以上

「出版者への権利付与等」についての方策

2013年5月29日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会
著作権専門委員会

1



2

BEFORE

本が大好き!でも...

重い!

本棚一杯

活字離れ・読書離れ

AFTER

メディア変換
/ストレージ

いつでも・どこでも
どの端末でも


メディア変換

①



自分で購入した本を
自宅のスキヤナで
自分で電子化

②




自分で購入した本を
お店のスキヤナで
自分で電子化

③



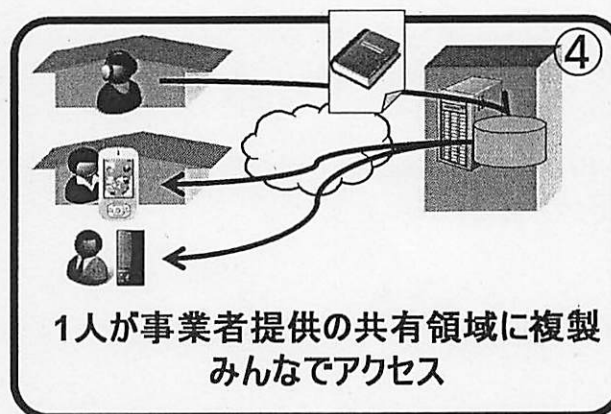
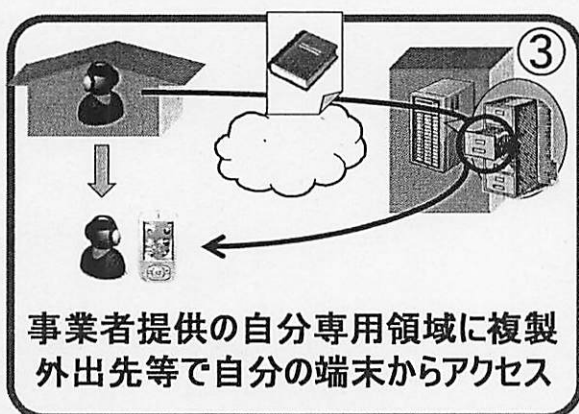
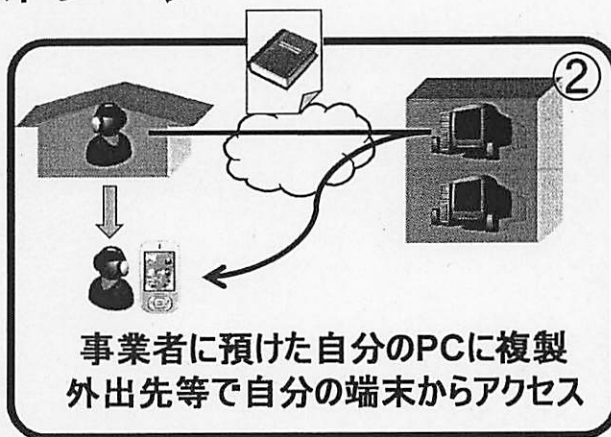
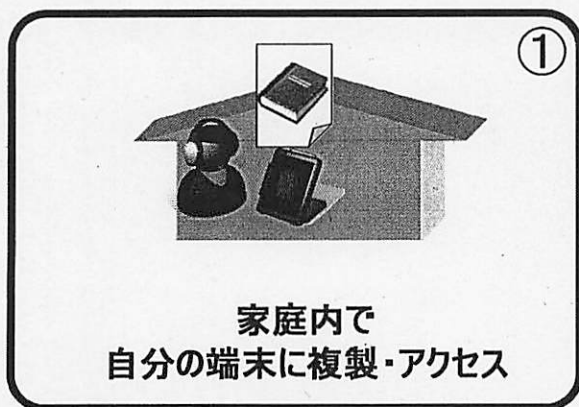
自分で購入した本を
お店のスキヤナで
店員に電子化を依頼

④



お店または客の本を
お店のスキヤナで
店員が電子化して大勢に配布

クラウドストレージ



5

適法行為の支援サービス促進のための試案

- 次の条件を満たす場合には、自らに代わって第三者に複製をさせることができる
 - － 依頼者自身が複製できる権限を有すること
 - － 依頼者が適法入手した著作物をコピー元とすること
 - － 必要最低限の部数(1部など)であること
 - － 作業終了後にコピー元を依頼者に返却/廃棄すること
 - － その他、著作権者の利益を不当に害しないこと

参考

「導入することが適当」とされた権利制限の一般規定 — C類型

C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用